

社会福祉法人筑北村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

制定、平成 20 年 4 月 1 日

改正、平成 27 年 2 月 2 日

改正、平成 27 年 3 月 27 日

改正、平成 29 年 3 月 22 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人筑北村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条、及び第 25 条の規定に基づき、評議員、理事、監事並びに各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定める。

(報酬の支給の基準)

第 2 条 役員等の報酬の基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 理 事

イ 会長 月額 70,000 円

ロ 理事 年額 20,000 円

(2) 監 事 年額 20,000 円

(3) 評議員 年額 5,000 円

(費用弁償)

第 3 条 役員等が本会の依頼に応じ、次の各号に出席したときは、費用弁償として日額 2,000 円を支給する。

(1) 理事会

(2) 監事会及び監査

(3) 評議員会

(4) その他各種委員会等

(旅費による費用弁償及び通勤手当)

第 4 条 役員等が、村外に出張したときは、本会旅費規程によりその費用を弁償する。

2 役員等以外の者が、本会の依頼に応じ、業務のため出張した場合には、その者に対し費用弁償として旅費を支給することができる。

3 前項のほか、役員等として研修、その他の会合に出席したときは、第 1 項に掲げる額の範囲で支給する。

4 通勤手当を支給する場合は、本会旅費規程を準用する。

(公 表)

第 5 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条第 1 項第 2 号及び定款第 39 条第 3 項第 3 号に定める支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第 7 条 この規程による報酬等の支給の方法他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 2 月 2 日から改正施行する。

この規程は、平成 27 年 3 月 27 日から改正施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 22 日改正施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。